

# 福祉・介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて(見える化)

## 福祉・介護職員特定処遇改善加算とは

2019年10月から消費税率引き上げに伴う増収分を財源として、現行の処遇改善加算に上乘せして、人材確保・職場定着につなげて行くための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員(勤続年数10年以上の障害福祉人材)に重点化を図りながら更なる処遇改善を行うとともに、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を求めることとした制度です。

## 新加算(特定処遇改善加算)取得要件/釧路のぞみ協会の取り組み

### ①現行加算のうち(I)~(Ⅲ)のいずれかを算定していること。

現行の処遇改善加算・・・福祉・介護職員処遇改善加算Iを取得

### ②職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。

資質の向上	<input checked="" type="checkbox"/>	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
	<input type="checkbox"/>	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/>	小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/>	キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る)
	<input checked="" type="checkbox"/>	その他 ・資格取得のための無利息の修学資金貸付規程あり。 ・法人で開催する各種研修会、及び他団体等が開催する研修会への積極的な参加の奨励。
労働環境・処遇の改善	<input type="checkbox"/>	新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入
	<input checked="" type="checkbox"/>	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	<input type="checkbox"/>	ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
	<input type="checkbox"/>	福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
	<input checked="" type="checkbox"/>	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/>	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	<input checked="" type="checkbox"/>	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
<input checked="" type="checkbox"/>	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	
<input checked="" type="checkbox"/>	その他 毎週金曜日をノー残業デーにし職員の疲労回復やストレスの軽減を図る。	

その他	<input checked="" type="checkbox"/>	障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	<input type="checkbox"/>	中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
	<input checked="" type="checkbox"/>	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	<input checked="" type="checkbox"/>	非正規職員から正規職員への転換
	<input checked="" type="checkbox"/>	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	<input checked="" type="checkbox"/>	職員の増員による業務負担の軽減
	<input type="checkbox"/>	その他

### ③見える化要件を満たすこと。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、福祉・介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、障害福祉サービス等情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

当法人では、法人ホームページと障害福祉サービス等情報公表制度を活用しての周知・公表をいたします。